

## 東京都在住外国人向けメディア連絡会設置要領

平成17年3月14日  
 16生文振事第516号  
 生活文化局文化振興部長決定  
 改正 平成17年4月1日  
 17生文振事第15号  
 改正 平成17年5月31日  
 17生文振事第129号

### (設置目的)

- 第1 東京都の施策等に関する情報を在住外国人向けメディア（以下「メディア」という。）を通じ外国人に提供するとともに、外国人の生活の安定と向上に向けメディアとの意見交換及び連絡調整を行うために、東京都在住外国人向けメディア連絡会（以下「メディア連絡会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

- 第2 メディア連絡会の所掌事項は次のとおりとする。
- (1) 東京都がメディアに対し行う次に掲げる情報の提供（以下「情報提供」という。）
    - ア 東京都の施策等
    - イ 外国人に係る行政情報・生活情報
  - (2) 東京都とメディアとの意見交換及び連絡調整

### (構成)

- 第3 メディア連絡会は、次に掲げる者をもって構成する。
- (1) メディアの代表者
 

主として東京都内に活動拠点を置く別表に定めるメディアの代表者  
 ただし、公序良俗に反する活動を行うもの、政治活動又は宗教活動を目的とするものを除く。

なお、新たなメディアの参加については、第7に定める共同代表会議で協議の上、決定する。
  - (2) 東京都の職員
 

生活文化局文化振興部副参事<文化共創担当>、同局広報広聴部副参事（企画担当）及び各局広報担当課長
  - (3) その他共同代表会議が必要と認める者

### (メディア連絡会の招集等)

- 第4 メディア連絡会は、第7に掲げる共同代表が招集し、主宰する。
- 2 各局が情報提供を行う場合は、都側事務局と調整する。

(情報提供)

- 第5 都側事務局は、第4で招集するメディア連絡会の場で情報提供を行うほか、適宜、メディアに対し、情報提供に努めるものとする。
- 2 メディア側事務局は、別表に定めるメディアに対し、前項の情報を提供するものとする。

(公開)

- 第6 メディア連絡会は、公開形式により行うものとする。

(共同代表会議)

- 第7 メディア連絡会の開催及び議事、その他メディア連絡会の運営に関する事項等について協議することを目的として共同代表会議を設置する。
- 共同代表は次のとおりとする。

- |          |                       |
|----------|-----------------------|
| (1) メディア | 1名 (在日外国人情報センター代表)    |
| (2) 東京都  | 1名 (文化振興部副参事<文化共創担当>) |

(庶務)

- 第8 メディア連絡会の庶務は、次の共同事務局が処理するものとする。
- |          |                      |
|----------|----------------------|
| (1) メディア | 1名 (在日外国人情報センター事務局長) |
| (2) 東京都  | 2名 (文化振興部事業推進課職員)    |

附 則

この要領は、平成17年3月23日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年6月1日から施行する。